

松江市立図書館規則の一部を改正する規則ほか 8 規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市教育委員会 教育長 藤原亮彦



松江市教育委員会規則第 1 号

松江市立図書館規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 2 号

松江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 3 号

松江市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の
一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 4 号

松江市小中一貫教育推進本部設置規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 5 号

松江市立幼稚園学則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 6 号

松江市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規
則

松江市教育委員会規則第 7 号

松江市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 8 号

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 9 号

松江市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改

正する規則

松江市立図書館規則の一部を改正する規則

松江市立図書館規則（平成17年教育委員会規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(利用登録) 第6条 略 2 前項の規定による登録を受けた者(以下「利用者」という。)に対しては、速やかに松江市立図書館利用者カード(様式第4号。以下「利用者カード」という。)を交付するものとする。 様式第4号(第6条関係) 松江市立東出雲図書館 松江市東出雲町揖屋 <u>1216番地1</u>	(利用登録) 第6条 略 2 前項の規定による登録を受けた者(以下「利用者」という。)に対しては、速やかに松江市立図書館利用者カード(様式第4号。以下「利用者カード」という。)を交付するものとする。 様式第4号(第6条関係) 松江市立東出雲図書館 松江市東出雲町揖屋 <u>1139番地2</u>

附 則

この規則は、令和5年6月19日から施行する。